

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【公開番号】特開2013-128717(P2013-128717A)

【公開日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【年通号数】公開・登録公報2013-035

【出願番号】特願2011-281937(P2011-281937)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月16日(2014.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤の前面に遊技球が流下可能な遊技領域が形成されているとともに、前記遊技領域内に、図柄を表示可能な図柄表示部と、所定態様で前記遊技盤面内を移動する電動役物とが設けられたパチンコ機であって、

前記電動役物の前面の表面積が、前記遊技領域の面積の半分以上であるとともに、前記電動役物に前記図柄表示部が設けられており、

所定の条件が充足されると、前記図柄表示部において前記図柄が変動表示し、所定の時間が経過すると前記図柄が確定表示される一方、前記図柄の変動表示中における前記電動役物の移動に伴い、前記図柄表示部が前記電動役物と共に前記遊技盤面内を移動することを特徴とするパチンコ機。

【請求項2】

前記遊技領域に遊技球が入賞可能な入賞部が設けられており、前記所定の条件の充足が前記入賞部への遊技球の入賞であって、

前記図柄の変動表示中に前記入賞部へ遊技球が入賞すると、当該入賞を保留として表示する保留表示部を設けるとともに、前記保留表示部を前記電動役物に設け、前記電動役物の移動に伴い、前記保留表示部も前記電動役物と共に前記遊技盤面内を移動することを特徴とする請求項1に記載のパチンコ機。

【請求項3】

前記電動役物に、前記電動役物本体とは独立して動作可能な可動部材を設けたことを特徴とする請求項1又は2に記載のパチンコ機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記目的を達成するために、本発明のうち請求項1に記載の発明は、遊技盤の前面に遊

技球が流下可能な遊技領域が形成されるとともに、前記遊技領域内に、図柄を表示可能な図柄表示部と、所定態様で前記遊技盤面内を移動する電動役物とが設けられたパチンコ機であって、前記電動役物の前面の表面積が、前記遊技領域の面積の半分以上であるとともに、前記電動役物に前記図柄表示部が設けられており、所定の条件が充足されると、前記図柄表示部において前記図柄が変動表示し、所定の時間が経過すると前記図柄が確定表示される一方、前記図柄の変動表示中ににおける前記電動役物の移動に伴い、前記図柄表示部が前記電動役物と共に前記遊技盤面内を移動することを特徴とする。

請求項 2 に記載の発明は、請求項 1 に記載の発明において、前記遊技領域に遊技球が入賞可能な入賞部が設けられており、前記所定の条件の充足が前記入賞部への遊技球の入賞であって、前記図柄の変動表示中に前記入賞部へ遊技球が入賞すると、当該入賞を保留として表示する保留表示部を設けるとともに、前記保留表示部を前記電動役物に設け、前記電動役物の移動に伴い、前記保留表示部も前記電動役物と共に前記遊技盤面内を移動することを特徴とする。

請求項 3 に記載の発明は、請求項 1 又は 2 に記載の発明において、前記電動役物に、前記電動役物本体とは独立して動作可能な可動部材を設けたことを特徴とする。

### 【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本発明によれば、電動役物に図柄表示部を設けており、所定の条件が充足されて図柄が変動表示している間に、電動役物を遊技盤面内で移動させることにより、図柄が変動表示されている図柄表示部も電動役物と共に遊技盤面内を移動するようになっている。また、当該電動役物を、その前面の表面積が遊技領域の面積の半分以上となるような大きさとしている。したがって、従来にない大型の電動役物が動作し、且つ、電動役物と共に図柄表示部までもが移動するという斬新な演出を遊技者に提供することができ、遊技性の向上を図ることができる。

また、請求項 2 に記載の発明によれば、電動役物に保留表示部をも設けており、保留表示部も電動役物と共に移動する。したがって、更に斬新な演出を遊技者に提供することができる。

さらに、請求項 3 に記載の発明によれば、電動役物に、電動役物本体とは独立して動作可能な可動部材を設けているため、電動役物が動作した上で、更に可動部材が動作するといった二段形式の動作演出を実行することができ、パチンコ機の遊技性を更に向上することができる。